

規制改革推進会議 公共ワーキング・グループ提出資料

「政府情報にシステムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」について

2024/12/9

デジタル庁

政府情報にシステムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針（クラウド基本方針） の位置付けと改定経緯

| | |
|---------|---|
| 決定主体 | デジタル社会推進会議幹事会 幹事会の構成 議長：デジタル監 副議長：デジタル審議官 構成員：各府省庁官房長など |
| 概要 | ・ 政府情報システムのシステム方式について、クラウドサービスの採用をデフォルトとしつつ、単にクラウドを利用するのではなく、クラウドを適切に利用するための考え方等を示す |
| 文書の位置付け | ・ 標準ガイドライン附属文書 |
| 背景と目的 | ・ 2018年6月に決定された「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（以下「旧方針」という。）は、クラウド・バイ・デフォルト原則に基づき政府情報システムのオンプレミスからクラウドへの移行を促すもの ・ 旧方針に基づいて多くがクラウドに移行されたが、クラウドへの移行そのものが目的化、必ずしもクラウドサービスの利用メリットを十分に享受できていないといった例もあった ・ こうした状況を踏まえ、単にクラウドに移行するだけでなく、クラウドの利用メリットを十分に得られるようにするため、適切にクラウドを利用するための考え方を示す |

政府情報にシステムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針（クラウド基本方針） の位置付けと改定経緯

（改定履歴）

| 改定年月日 | 改定内容 |
|-------------|---|
| 2018年6月7日 | ・ 初版決定 |
| 2022年9月30日 | ・ 初版決定（抜本改定） ・ 旧方針は、クラウドファースト（まずはクラウドの利用を検討する）であったが、本改定ではクラウドスマート（クラウドを賢く適切に利用する）を目的に抜本改定を実施 |
| 2022年12月28日 | ・ 「安全保障等の機微な情報等に係る政府情報システムの取扱い」の策定に伴う修正 |
| 2023年9月29日 | ・ 「3.8 システム刷新の進め方」を追加 ・ 「4.2 2) 監査フレームワーク」を廃止と置き換えに伴い修正 |
| 2024年 | ・ 現在改定作業を進めており、年内に改定を行う予定。 （現在、地方公共団体に意見照会を実施しており、具体的な改定時期は未定。） |

ベンダーロックイン及びマルチクラウドに関する記述とご要望事項

| 政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針 (2023年(令和5年)9月29日デジタル社会推進会議幹事会決定)抄 | (一社)情報サービス産業協会からの要望 |
|--|---|
| <p>3.3 ベンダーロックインについて データの移行性が担保され、合理的な価格体系が公開された上で、その導入プロセスも含めて透明性が担保されている等の条件を満たすクラウドサービスを選択することにより、CSPによるベンダーロックインを回避すること。</p> | <p>(一般社団法人情報サービス産業協会)</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 3.3では、ベンダーロックインをデータ移行のみに限定して記載しているが、ベンダーロックインの要因はクラウドサービスを利用するメリットでもある◆ これらの要因やメリットを詳細に記載することは、CSPごとに多数のサービスがあることから限界がある◆ 上記のことは、事業者においては既知の事実であり、基本方針の「3.3 ベンダーロックインについて」は削除してはどうか |

ご要望事項に対する対応方針

(1) ベンダーロックイン

ご指摘のとおり、ベンダーロックインの要因は様々なものが想定されるが、「データ移行性」はその代表的なものである。合理的な価格で最新の技術の活用が求められる政府情報システムにおいては、望ましくないベンダーロックインを回避することは、最重要課題の一つとなっているもの。

ベンダーロックインに関する記述を削除してはどうかとのご要望については、クラウド基本方針は政府情報システムに携わる行政職員の指針となるものであり、ベンダーロックインに関する理解を醸成し、注意喚起を行う必要があることから、引き続き記述することとさせていただきたい。今後の改定にあたっては、より分かりやすく誤解を生じないものとなるよう努めることとしたい。

ベンダーロックイン及びマルチクラウドに関する記述とご要望事項

| | |
|--|--|
| <p>政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針（2023年（令和5年）9月29日デジタル社会推進会議幹事会決定）抄</p> | <p>（一社）ソフトウェア協会、(株)グラファー及び（一社）情報サービス産業協会からの要望</p> |
| <p>3.4 マルチクラウド等について</p> <p>個々の政府情報システムにおいて、主たる環境として利用するIaaS/PaaSのCSPを複数とするマルチクラウドはコストが増大することが多いため、真に必要性がある場合を除いては避けること。SaaS等を中心に特定機能に特化して他のクラウドを併用することは問題ない。</p> <p>CSPによるベンダーロックインを懸念して、複数のIaaS/PaaSのCSPを積極的に使用する考え方もあるが、「3.3 ベンダーロックインについて」のようにデータの移行性が担保され、合理的な価格体系が公開された上で、その導入プロセスも含めて透明性が担保されていればベンダーロックインには該当しない。</p> | <p>（一般社団法人ソフトウェア協会）</p> <ul style="list-style-type: none"> マルチクラウドに関して「個々の政府情報システムにおいて、主たる環境として利用するIaaS/PaaSのCSPを複数とするマルチクラウドはコストが増大することが多いため、真に必要性がある場合を除いては避けること。」「技術的な合理性と経済的な合理性を持たないマルチクラウドは厳に避ける必要がある。」と否定的な記載があるが、マルチクラウド構成も選択肢の一つとして十分あり得えると考える。 例：障害発生時のリスク分散や可用性の向上、柔軟なシステム構築やベンダーロックインの回避、データ保護や災害対策の強化 マルチクラウド構成の記載含め、基本方針については、表現が分かりにくく不明瞭な部分があるため、マルチクラウド構成の記載含め、そのような記載は削除または具体例を示すことを提案する。 例：「技術的な合理性と経済的な合理性を持たないマルチクラウドは厳に避ける必要がある。」の合理性をどう判断するのか？ 「個々の政府情報システムにおいて、主たる環境として利用するIaaS/PaaSのCSPを複数とするマルチクラウドはコストが増大することが多いため、真に必要性がある場合を除いては避けること。」の真に必要性がある場合とは？ |
| <p>いずれにせよ、技術的な合理性と経済的な合理性を持たないマルチクラウドは厳に避ける必要がある。</p> <p>クラウドとオンプレミスを組み合わせてデータを処理・保存する利用形態については、オンプレミスからクラウドへの移行期、データの多重バックアップ、ネットワーク遅延が許容できない場合を除いては、システムの複雑化と高コスト化の要因となるため、その適用を避けること。</p> | <p>（株式会社グラファー）</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術環境が時々刻々と変化する前提とした規格とすること。 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」に記述されたマルチクラウドに関する規定など、技術的な仔細を決め込む規定や推奨事項を盛り込むと、開発の自由度を大幅に制限することになる。結果的に、セキュリティ水準の低下、開発コストの高騰、ISMAP規格対応コストの増大等につながる。技術環境は5年もすれば大きく変わるため、特定の技術への固執を招く規定は排除すべき。 |
| | <p>（一般社団法人情報サービス産業協会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「IaaS/PaaSのCSPを複数とするマルチクラウドはコストが増大すること」もあるが、他方で複数のCSPが提供するサービスを組み合わせるほうが技術的な合理性と経済的な合理性を持つこともある 本来、事業者は技術的な合理性と経済的な合理性を当然に考慮するものであり、合理性を欠くにもかかわらずマルチクラウドにすることは考えられないため、基本方針にあえて記述する必要性に乏しく「3.4 マルチクラウド等について」を削除してはどうか |

ご要望事項に対する対応方針

(2) マルチクラウド

現行方針にも明記されているように、当該記述は「個々の政府情報システム」に関して「IaaS/PaaS」に限定して述べたものであり、個々の情報システムを複数のIaaS/PaaS上で稼働することはコストが増大する可能性があることから、その旨を政府情報システムに携わる行政職員に注意喚起するものである。

まず、特定の技術への固執を招く規定は排除すべきとのご指摘であるが、クラウド基本方針は、技術的な仕様を定めたり、開発の自由度を制限するものではない。

また、一般社団法人情報サービス産業協会の資料にあるように、複数のSaaSを用いて一つの政府情報システムを構築することはあり得るものであり、本方針はそれを妨げるものではないので、次期改定において、その旨がより明確になるよう、今回のご要望も踏まえながら記述を検討することとしたい。

デジタル庁
Digital Agency